

## 利用規約

ご予約の前に必ずお読みください。

「ペンション空 SORA」の施設をご利用になる場合は、以下の利用規約及び宿泊約款に同意していただきます。 Web サイト、お電話、店頭等でご予約申し込みをなさった時点で、本約款に同意されたものとみなしますのでご了承下さい

ペンション空 SORA をご利用いただくお客様に安全かつ快適に過ごしていただくため、宿泊約款第 10 条に基づき、次の通り利用規約を定めておりますのでお守り頂けますようお願いいたします。この規約をお守り頂けない場合は、宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。

### ペンション空 SORA のご利用形態について

1. 定員より多い場合はご利用はできません。  
(ご利用人数に添い寝の乳児 2 名は含まれません)
2. 宿泊しないご友人を呼び当館及び、駐車場、庭を使う事はできません。また、ご予約いただいた人数以上のご利用は固くお断わりいたします。
3. 人数超過でのご利用が判明し次第、即時退去かつ違約金(ご利用料金の 2 倍以上)をお支払いいただきます。
4. 複数の施設に宿泊する場合に、定員を超えて一つの施設に集まるのは安全面・設備面からおやめください。

### ペンション空 SORA (以下、当館と呼称) について

1. 当館は、館内全面禁煙 (電子タバコ・加熱式タバコを含む) をお願いしております。喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を負担して頂く場合があります。喫煙は当館指定の場所にてお願いいたします。
2. 当館設備や電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は復旧にかかる料金を全額負担していただきます。ただし保険金が支払われる場合は除きます。
3. 当館の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者様に貸与するものであり、お持ち帰りいただくことはできません。当館内から持ち出さないでください。

4. 当館に下記物品などの持ち込みを禁止いたします。
  - ① 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等々の危険物
  - ② 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
  - ③ 犬、猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般
  - ④ 著しく大量な物品
  - ⑤ 法令で所持を許可されていない銃砲・刀剣類、覚醒剤・麻薬類等の薬品類
  - ⑥ その他法令で所持を禁じられている物 等

## ご利用について

1. ご宿泊者以外の出入りを固く禁じます。
2. 未成年者のみのご利用はできません。
3. 賭博及び風紀、治安を乱すような行為、高声、歌、楽器演奏行為、大声での会話等近隣に迷惑を及ぼす行為はおやめください。
4. 夜9時以降は声、花火の音などにもご注意ください。
5. 当館管理者の許可無く、『展示会・パーティー・撮影会・その他』など、宿泊以外の目的での利用は禁止いたします。
6. 大声を出すなど近隣に迷惑行為があった場合、近隣の住人から警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて当館利用者様が責任を追うこととなります。
7. 別のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動・行動はおやめ下さい。
8. 反社会的なご利用を禁止いたします。
9. 著しく内装・外観を変更・装飾するのはおやめください。
10. 天災、または当館利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関し、一切の責任を負いません。
11. 当館管理者及びスタッフは、当館利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして一切の責任をおいませぬのでご注意ください。
12. 従業員専用の『棚・扉・設備・消防設備・清掃用具・自動車』などにお手を触れないで下さい。
13. 宿泊中に発生したゴミは『可燃ゴミ』『生ゴミ』『ペットボトル』『かん・びん』に分別してください。
14. ダンボール箱、発泡スチロール箱、一升瓶、家庭からの持ち込みゴミ、その他大型・大量のゴミはお持ち帰り頂きます。

15. 宿泊代金には光熱費用（電気、ガス、水道）は含まれていますが、社会通念上 常識を超えた過度の使用があった場合は別途請求させていただきますので、節水、節電にご協力下さい。
16. スタッフが管理等のため巡回することがあります。
17. お客様の重大な違反行為が発覚した時点で、宿泊を停止させていただくと共に、宿泊代の返金はいたしませんのでご了承ください。また今後の当館のご利用をお断りさせていただきます。
18. チェックアウトは10時です。手荷物の片付け、ゴミの分別、はチェックアウト10分前までに済ましてください。
19. チェックアウト時にスタッフが館内のチェックを致しますので、準備ができましたらスタッフをお呼び下さい。

### 保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、当館から出られるときは当館スタッフにご連絡ください。
2. ご滞在中や特に就寝の時にも施錠をご確認ください。不審者と思われる場合は、直ちに当館スタッフまたは警察へご連絡ください。
3. ご来訪客と当館内でのご面会はお止めください。

### 花火について

1. 「大きな音の出ない手持ち花火・吹き出し花火」に限り、敷地内の地面部分のみ可能ですので、スタッフの指示に従ってください。
2. 打ち上げ花火、ロケット花火、爆竹等、大きな音の出るものは禁止です。
3. 使用後の花火は消火用のバケツに入れて消火を完璧に行ってください。
4. 強風等の悪天候時には出来ませんので、スタッフの指示に従ってください。
5. 夜9時以降は、花火の音などにもご注意ください。
6. 花火は22時までに終了して下さい。

### 同伴のペットについて

1. 同伴のペットは禁止しております。

## (適用範囲)

### 第1条

1. 当宿泊施設（以下当館という）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

### 第2条

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者の氏名、住所、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、生年月日等
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊人数
  - (4) 宿泊料金（原則として当館の基本料金表による）
  - (5) その他当館が必要と認める事項
2. 前項に基づき当宿泊施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当宿泊施設に申し出ていただきます。
3. 宿泊客が、宿泊中に第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

### 第3条

1. 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 次の各号に定める事由が生じたときは、当館は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとし、

(1) 第2項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当館が指定した日までにお支払いいただけないとき。

(2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで）に連絡がとれないとき。

(3) 当館からの連絡を拒否されたとき。

5. 前項（2）及び（3）に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

#### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

##### 第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### (宿泊契約締結の拒否)

##### 第5条

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
  - (10) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
  - (11) 宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき経済的利益を図る目的を秘して申し込みをしたとき。
  - (12) 当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

### (宿泊客の契約解除権)

#### 第6条

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
  
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別に定める違約金(キャンセル料)を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
  
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当館の契約解除権)

### 第7条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が近隣の住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(5) 当館又は当館従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

(6) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

(7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8) 和歌山県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。

(9) 当館指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(10) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。

(11) 宿泊客が無断で宿泊契約申込人数を超過しての利用が発覚した場合。

(12) この約款または当館の利用規則に違反したとき。

2. 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。

3. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## (宿泊の登録)

### 第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、職業、電話番号、緊急連絡先に加え、身分を証明する物（運転免許証、学生証、在留カード等）の呈示及びコピーの提出を求めます。ただし、コピーをお持ちでない方は、当方においてのコピーを承諾いただきます。

(2) 出発日及び出発予定時刻

(3) その他当館が必要と認める事項

2. 当ホテルのご利用にあたり、本約款等及びその他利用規約等に定めるほか、公的な身分証明書等の提示によりご本人確認をさせていただく場合があります。

3. 「日本国内に住所を持たない外国人」の宿泊に際しては、法令の定めるところにより、氏名、住所、職業等の記載に加え、国籍及び旅券番号の記載とパスポートの提示及びコピーの提出を求めます。ただし、コピーをお持ちでない方は、当方においてのコピーを承諾いただきます。

## (当館の使用時間)

### 第9条

1. 宿泊客が当館を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の当館の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過3時間までは、基本宿泊料の30%

(2) 超過6時間までは、基本宿泊料の50%

(3) 超過6時間以上は、基本宿泊料の100%

## (利用規則の遵守)

### 第10条

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が別に定めて、当公式ウェブサイトに掲示した利用規則及び、館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (営業時間)

### 第11条

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は当公式ウ

ウェブサイトに掲示、館内各所の掲示、客室内のインフォメーションファイル等で御案内いたします。

(1) フロントのサービス時間:

イ. 門限 午後 11 時

ロ. 受付サービス 午前 9 時～午後 9 時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## (料金の支払い)

### 第 12 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当公式ウェブサイトの各宿泊料金表に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、当館が指定した日までに銀行振り込みにてお支払いいただくか、通貨（日本円）により、宿泊客の到着の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## (当館の責任)

### 第 13 条

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、宿泊客が客室でインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたことによって生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による損害については一切の責任を負いかねます。また、システム障害や技術的問題によりご利用いただけなかったことや、通信の中断によって生じた損害についても一切の責任を負いかねます。

3. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

#### 第 14 条

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### (寄託物等の取扱い)

#### 第 15 条

1. 宿泊客が、客室内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品の紛失は、当館は一切の責任は負えません。

### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

#### 第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

## (駐車の責任)

### 第 17 条

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

## (宿泊客の責任)

### 第 18 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

<損害が復旧するまでの休業補償等の内訳>

宿泊客が支払うべき総額

- ◆器具、備品、内装、外装の等の汚し、破壊、破損、盗難等それらの全額
- ◆宿泊補償料金（基本宿泊料×日数）
- ◆追加料金（施設使用料、追加食材料）及びその他の利用料金
- ◆税金（消費税）

## (管轄裁判所)

### 第 19 条

1. 当施設は宿泊客との間で訴訟の必要が生じた際には、管轄裁判所を当施設所在地を管轄する裁判所とします。

---

## (補則)

### 1. キャンセルポリシー

違約金（キャンセル料）申し受け規定（第 6 条 2 項）

宿泊日の 14 日前～8 日前は宿泊料金の 30%

宿泊日の 7 日前～4 日前は宿泊料金の 50%

宿泊日の 3 日前～当日は宿泊料金の 100%

連絡なしの不泊は宿泊料金の 100%をそれぞれ申し受けます。

2. ハイシーズン時の宿泊日の14日前～4日前は宿泊料金の50%を申し受けます。

## プライバシーポリシー

当館は、お客様のプライバシーを大切にしたいと考えており、以下に基づき個人情報の保護に努めています。

1. 個人情報の取得について 当館は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得致します。お客様よりご宿泊時にご記帳いただく内容は、旅館業法に基づくものであり、当館でのサービスをご提供することに利用させていただきます。
2. 個人情報の利用について 当館は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。当館は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。
3. 個人情報の管理について 当館は、個人情報の正確さを保ち、これを安全に管理いたします。
4. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について 当館は、お客様が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には速やかに対応します。

宿泊約款・利用規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。